

令和4年分

税の申告

所得税・町県民税の申告はお早めに!

2月16日(木)～3月15日(水)

問合せ 所得税・復興特別所得税に関する事
町県民税に関する事

金沢税務署 ☎261-3221
役場税務課 ☎288-2123

津幡町公式 Twitter



令和4年分の所得税の確定申告と令和5年度分の町県民税の申告が始まります。
津幡町役場申告会場では、例年、受付初日や月曜日は非常に混雑します。混雑状況により、待ち時間が長くなることや日を改めてのご来場をお願いすることがありますので、予めご了承ください。津幡町役場申告会場の待機人数は、津幡町公式 Twitter で確認できます。

津幡町役場 申告会場

所得税の確定申告と個人町県民税の申告を受け付けます。
確定申告は紙での提出ではなく、電子データで税務署へ送信します。

受付 2月16日(木)～3月15日(水)
平日 9時～11時30分、13時～16時30分
※2月28日(火)・3月1日(水)は19時まで延長
※金沢税務署支援員(税理士)配置期間：2月16日(木)～3月2日(土)
※会場の混雑状況により、受付終了時刻を繰り上げることがあります。

場所 役場1階 町民プラザ
8時40分から受付番号券を発券します。整理券の配付は行いません。
※発券時刻前に来場されても発券できませんので、ご注意ください。

次の内容の申告は金沢税務署で

- 住宅ローン控除(初年度)
- 土地・建物・株式などの譲渡所得や損失
- 山林所得や先物取引・暗号資産に係る所得
- 贈与税申告
- 雑損控除
- 青色申告
- 令和3年以前の申告
- 過去の修正申告
- 消費税申告

金沢税務署 確定申告会場

所得税や贈与税などの確定申告会場を開設します。
入場の際には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE アプリでの事前発行も可能です。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。※相談希望日の10日前から予約可能

受付 2月16日(木)～3月15日(水) ※2月19日(日)・26日(日)は休日開庁
平日 9時～16時

場所 金沢駅西合同庁舎

LINE 国税庁LINE
公式アカウント
アカウント名：国税庁
ID：@kokuzei



申告が必要な方

令和5年1月1日現在、町内在住で次のいずれかに該当する方

- ① 事業(営業、農業など)・不動産・配当などの所得がある方
- ② 給与収入がある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・退職などで年末調整をしていない方
 - ・主たる給与以外の給与収入と各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③ 年金所得のみで「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額のある方
- ④ 源泉徴収票で適用されていない控除を受けようとする方(医療費控除・保険料控除・障害者控除など)

※事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」を事前に作成しておいてください。

※医療費控除を受けようとする方は、「医療費控除の明細書」を事前に作成しておいてください。

※国民健康保険加入世帯においては保険料軽減判定のため、**収入がない場合も必ず**町県民税の申告を行ってください。

※所得証明書など公的証明書の発行を受ける際には、収入がない場合も町県民税の申告が必要です。

※所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

※公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下のため所得税の確定申告が不要な方も、**町県民税の申告は必要**です。

農業所得の申告相談

JA石川かほく職員が農業所得に関する収支内訳書作成と申告相談を行います。(青色申告は除く)

日程	対象地区	会場	日程	対象地区	会場
2月6日(月)	英田	JA石川かほく本店	2月13日(月)	河合谷・種谷	JA石川かほく津幡東支店
7日(火)	中条		14日(火)	笠谷	
8日(水)	津幡・井上		15日(水)	倶利伽羅	

受付時間 9時～11時30分、13時～16時

必要物 農協などからの送付資料、必要経費となる領収書や帳簿類、ほか「申告に必要なもの」を参照

問合せ先 JA石川かほく営農経済部 ☎288-7555





チェックしてみましょう

※下のフローチャートを参考に税申告が必要か確認してください

スタート

令和5年1月1日現在、津幡町に住所がありましたか？

いいえ 本町に町県民税の申告は不要です。令和5年1月1日に住所があった市区町村に問い合わせてください。

令和4年中(令和4年1月1日～12月31日)にどのような所得がありましたか？

所得なし

申告義務はありません。令和5年度所得(課税)証明書などの発行を受ける際には、町役場で町県民税の申告が必要です。また、国民健康保険加入世帯の世帯主および加入者の方は、無職・無収入でも申告が必要です。

給与所得があった方

給与の支払いを受けるのは、1か所のみですか？

いいえ 所得税の確定申告が必要な場合があります。年末調整をした主たる給与以外の従たる給与の収入額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。

はい 給与の年収は2,000万円以下ですか？

いいえ 所得税の確定申告が必要です。

はい 年末調整をした給与所得以外に、生命保険の満期返戻金や不動産・農業収入など、ほかの所得はありましたか？

いいえ 申告義務はありません。ただし、控除を追加する場合などは、確定申告や町役場での町県民税申告をすることができます。

はい 給与以外の所得金額は20万円を超えましたか？

はい 所得税の確定申告が必要です。

いいえ 町に対して、町県民税申告が必要です。ただし、所得税の控除を追加することで、所得税に還付が生じる場合などは、確定申告することができます。

事業所得(営業や農業)や不動産所得があった方

所得の合計額から所得税の控除合計額を差し引き、その残額をもとにして計算した税額が税額控除額よりも多かったですか？

はい 所得税の確定申告が必要です。

いいえ 町に対して、町県民税申告が必要です。ただし、損失があり、翌年に繰り越す場合などは、確定申告が必要です。

公的年金等の所得があった方

公的年金等の収入額の合計(2か所以上から受給されている場合は、その合計額)が400万円以下でしたか？

いいえ 所得税の確定申告が必要です。

はい 公的年金等所得以外の所得がありましたか？

いいえ 申告義務はありません。ただし、控除を追加することなどによって、所得税の還付が生じる場合は確定申告ができます。また、確定申告をせず、町県民税の控除を追加する場合は、町で町県民税の申告をすることができます。

はい 公的年金等所得以外の所得は20万円以下ですか？

はい 町に対して、町県民税申告が必要です。ただし、所得税の控除を追加することで、所得税に還付が生じる場合などは、確定申告することができます。

いいえ 所得税の確定申告が必要です。

譲渡所得(土地・建物など)があった方

所得税の確定申告が必要です。 ※金沢税務署で申告してください。

※このフローチャートは一般的なケースです。上記以外の所得がある方など、不明な点は税務課または金沢税務署までお問い合わせください。 ※すでに税務署またはe-Taxで確定申告した方は、町県民税申告は不要です。



申告に必要なもの

※必要な書類などをチェックして申告会場にお越しください。

☑チェック		必要書類など ※添付または提示が必要ですので、必ず原本をお持ちください。
本人確認のため		
<input type="checkbox"/>		申告者本人の「マイナンバーカード」または「通知カード+写真付身分証明書（例：運転免許証）」
利用者識別番号の確認のため（確定申告のみ）		
<input type="checkbox"/>		税務署から送付される「お知らせはがき（確定申告のお知らせ）」など
所得確認のため		
<input type="checkbox"/>		給与所得や公的年金などの源泉徴収票 源泉徴収票を紛失した場合、給与は勤務先へ、公的年金などは金沢北年金事務所または年金などの支払機関に再発行を申し出てください。 【年金受給者の方へ】 必ず「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」を持参してください。「年金振込通知書」では確定申告の受付はできません。
<input type="checkbox"/>		収支内訳書（営業や農業、不動産の収入がある方） ※事前に作成が必要です。
<input type="checkbox"/>		保険満期の通知や個人年金の受取金通知など 生命保険などの満期返戻金や個人年金などの支払いを受けた方は、郵便局や保険会社などから交付された通知書などをお持ちください。
控除確認のため		
<input type="checkbox"/>		社会保険料の控除証明書または領収書 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の「社会保険料控除のお知らせ」は、1月下旬に送付しています。 国民年金保険料の控除証明書を紛失した場合は、金沢北年金事務所に（☎233-2021）にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>		生命保険料・地震保険料などの控除証明書 保険会社などが発行する控除額の証明書をお持ちください。
<input type="checkbox"/>		医療費控除の明細書、医療費通知 事前に「医療費控除の明細書」の作成が必要です。 1年間に支払った医療費（保険などからの補てん分は差し引く）の合計が10万円または所得金額の5%を超える場合に医療費控除の対象となります。※セルフメディケーション税制を選択した場合は、計算方法が異なります。 セルフメディケーション税制の適用を希望する方は、一定の取組を証明するもの（定期健診の結果通知、インフルエンザの予防接種または定期予防接種の領収書、予防接種済証など）をお持ちください。
<input type="checkbox"/>		障害者手帳、要介護認定者の障害者控除対象者認定書 障害者控除対象者認定書は、1月に福祉課から送付しています。
<input type="checkbox"/>		寄附金受領書 一定の要件に当てはまる寄附を行った場合、寄附金控除の対象となります。
<input type="checkbox"/>		①ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方へ 寄附した自治体数が6か所以上の場合や医療費控除などで確定申告をする場合はワンストップ特例が適用されません。寄附金受領証明書をお持ちのうえ、寄附金控除を加える申告を行ってください。
<input type="checkbox"/>		住宅ローン控除における税務署からの控除証明書、借入先からの年末残高証明書
昨年の状況等を確認するため		
<input type="checkbox"/>		令和3年分確定申告の控え、または令和4年度分町民税・県民税申告書の控え
還付を受けるため（確定申告のみ）		
<input type="checkbox"/>		申告者本人の預金通帳の控え、キャッシュカードなど



医療費控除を受ける方へ

「医療費控除の明細書」は、税務課または国税庁ホームページから取得できます。

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて事前に作成してください。▶

住所		氏名	
1 医療費通知に記載された事項			
医療費通知(※)を添付する場合は、右記の①～③を記入します。 <small>※医療費通知を添付する場合は、医療費通知に記載された内容を確認し、①～③を記入してください。</small>			
① 医療費通知に記載された医療費の合計額(円)	② ①のうちそのうち自己負担額(円)	③ ②のうち自己負担額のうち、医療費控除の対象となる金額(円)	④ ③のうち自己負担額のうち、医療費控除の対象となる金額(円)
⑤ 医療費通知に記載された医療費の合計額(円)	⑥ ⑤のうちそのうち自己負担額(円)	⑦ ⑥のうち自己負担額のうち、医療費控除の対象となる金額(円)	⑧ ⑦のうち自己負担額のうち、医療費控除の対象となる金額(円)
2 医療費(上記1以外)の明細			
医療費1枚ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入してください。			
① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名前	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
⑤ 医療費の区分	⑥ 支払った医療費の額	⑦ 医療費の区分	⑧ 支払った医療費の額
⑨ 医療費の区分	⑩ 支払った医療費の額	⑪ 医療費の区分	⑫ 支払った医療費の額

⚠️ 注意点

- 領収書は5年間保存する必要があります。税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求められる場合があるためです。
- おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など、医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書は提出が必要です。



セルフメディケーション税制

健康の保持増進および疾病予防のために一定の取組を行う方で、特定のOTC医薬品（薬局などで処方箋なしで購入できる医薬品）などの購入費が年間12,000円を超える方が対象です。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例と通常の医療費控除のどちらかを選択して、適用を受けることができます。申告した後で適用する税制を変更することはできません。



新型コロナウイルス感染症拡大対策

- 自宅で検温し、発熱がある場合は来場を控えてください。
- マスク着用、検温、手指消毒にご協力ください。受付の検温で37.5℃以上の発熱がある場合は入場をお断りします。



金沢税務署からのお知らせ

スマホ・パソコンでご自宅などからe-Tax！

スマートフォンやパソコンでの確定申告が便利です。混雑する会場に向かなくても手続きができます。

利用方法

STEP 1

国税庁ホームページへアクセス

「確定申告書等作成コーナー」では、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。

確定申告書等
作成コーナー



STEP 2

申告書の作成

画面の案内にしたがって、金額などを入力するだけで申告書ができます。



STEP 3

e-Taxで送信して提出

e-Taxを利用できるのは、「マイナンバーカード」と「ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応スマホをお持ちの方」または「税務署発行のID・パスワードをお持ちの方」です。



「自宅からe-Tax」5つのメリット

税務署への持参

不要



確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

印刷・郵送代

不要



還付金



早期
還付

添付書類

不要*



※一部の書類は除きます

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

ほかにもメリットたくさん！

- ・自動計算されるので、計算ミスがない
- ・申告書作成途中でも、データ保存することでいつでも作業が再開できる
- ・保存したデータは翌年度以降も利用可能



スマホ申告の便利機能！

NEW!!



青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能に！



給与所得の源泉徴収票をスマホで読み取り！



スマホで撮影するだけで自動入力！



確定申告の疑問はチャットボット&電話で相談！

チャットボットでの相談

申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご相談ください。質問内容を選択するか、入力すると、AI（人工知能）が24時間自動回答します。



税務職員
ふたば



税務相談
チャットボット

電話での相談

e-Taxの使い方（操作方法など） → e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901（全国一律市内通話料金）
申告書作成の不明点 → 金沢税務署 ☎261-3221（自動音声案内）

【申告書の送付先】

申告書等を書面で提出する場合は、下記の宛先へ送付してください。 ※持ち込み不可

宛先 金沢国税局業務センター（金沢税務署）

住所 〒920-8526

金沢市戸水2丁目30番地（金沢国税局戸水分庁舎）

※窓口持参の場合は、金沢税務署（金沢市西念3丁目4番1号）へ提出

税理士会の無料税務相談

北陸税理士会金沢支部による無料税務相談を行います。

無料税務相談 ※前日までに要申込

日時 2月11日(祝)・18日(出) 各日9時～16時

場所 税理士会館

電話無料税務相談 (☎224-2182)

日時 2月18日(出) 13時～16時

問合先 北陸税理士会金沢支部 ☎223-1841